

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

別添1

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根据法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
28	B. 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の明渡し請求後、明渡し請求に伴う損害賠償金の回収義務を私人に委託できるようになる制度改正	公営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の各条例では専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一定程度に委託することで債権回収業務を効率化することができる。	県事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明渡しするまでの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額にて、規則で定めた額の金銭を徴収することができる(奈良県営住宅条例第30条第2項第38条第3項及び第4項)と定めており、更に規則において近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と規定している。この条例、規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅賃貸標準条例(案)」について(平成28年10月14日住総発第153号)を参考して定めている。	・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	奈良県 宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、古屋市、八尾市、愛媛県	○当市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡し請求を受理する。その請求に応じて入居者に当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額(以下、「損害賠償金」という)を徴収することとしている。明渡し請求訴訟にて、滞納していた場合で直接対応している。提案団体と同様、滞納者等は弁護士、損害賠償金は職員と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が効率化になっている。	【経済省】 本件については、公営住宅法を管轄する国土交通省において判断されるものである。 なお、地方自治法第243条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に定めた額の金銭を徴収することができる」との趣旨の規定であり、損害賠償金は私人の方で回収する権限を私人に委託し又は私人をして行うべきではないと規定しており、法令に基づく私人への公金取扱いの制限の範囲を認めており、法令に基づく公金の徴収又は回収事業の私的人の委託については、各公金の徴収又は回収事業の私的人の委託と当該公金の性格を踏まえ、各法令において公金の範囲を決めることが適当であると考える。			
44	B. 地方に対する規制緩和	運輸・交通	国土交通省空港施設災害復旧事業費補助の対象の明確化	国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	平成29年7月の大雨で秋田空港及び大館能代空港内の滑走路外周の「滑走路外周の事業費(補助)」について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	災害復旧制度の本來目的である「被災箇所復旧のための早期予算化、早期事業化、早期復旧」が可能となる。	空港法第9条第1項、第10条第1項・第2項 空港法施行令第4条 空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱第2条第1項	国土交通省 秋田県、小坂町	福島県、新潟県、沖縄県	○当県管理空港では高底土質所等があり、同様の事例が想定されるため。 ○当県の空港では、現時点において、同様の事案は発生していない。しかし、空港本体が最大10段の盛土構造である当県の空港においても、今後、同様の災害が発生する可能性は十分に考えられることから、本提案に対する措置は必要であると考える。	【地方管理空港】 地方管理空港における災害復旧工事の対象については、空港法第10条において、「滑走路等又は空港用地」、「排水施設等」の工事に要する費用と規定されており、空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱には、用地造成費の具体的分類として、「土工事、擁壁工事、護岸工事、埋立工事、地盤改良工事、植生工事、法面保護工事、場内調節池工事、排水工事、周囲道路工事、保安道路工事、橋工事、雑工事」とされています。 また、災害復旧工事については、空港法施行令第4条において、「災害にかかるたる施設を復旧するための工事」等である、「維持工事のみるべきもの」、「明らかに設備の不備又は工事施行の粗悪に基づいて生じたもの」と認定される災害に係るもの、「甚だしく維持管理の義務を怠ったことによるもの」、「既存の施設に係るものの」等以外に定義されています。空港施設災害復旧事業費補助金の交付申請にあたっては、このことに留意のうえ、同要綱第3条の規定に基づき申請を行ってください。		

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 区分	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根据法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
70	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	山村部において、土地所有者の「高齢化」「不在村化」などにより、筆界確認において、隣接地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界の部式や電子的の媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関しては、個人情報保護の観点から戸籍調査等でも対応できず、筆界未定となるケース。例)山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会を拒否され、土地周辺に委任できる親戚・知人などにから、筆界未定となるケース。	迅速な復旧・復興に資する地籍調査の促進が図られる。	国土調査法第2条 地籍調査作業規程準則第23条、第30条 地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2	国土交通省	徳島県、宮崎県、群馬県、埼玉県、川崎市、相模原市、中央町、福井市、長野県、高山市、多治見市、浜松市、愛知県、田原市、南あわじ市、奈良県、島根県、岡山県、広島県、下松市、徳島市、阿波市、石井町、那賀町、宇和島市、大村市、五島市	宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、京都府、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	O特に、山林部等については、登記簿情報(所有者名及び住所)が古いままのケースが多く、所有者または相続権者が特定に時間がかかる。O立会を要する場合、相続権者が遠方で在住の場合は、立会調整等について事業主および相続権者双方に負担が生じている。また、所有者が確定しなくなっている場合、立会は所有者の影響を鑑み、隣接所有者等による確認手法の整備が必要と考える。	国土交通省では、国土審議会の「国土調査のあり方にに関する検討小委員会」において、令和2年度からの次期国土調査事業十箇年計画策定に向けた検討を行い、本年6月28日には、最終的な取りまとめとなる「報告書」を公表しました。	この「報告書」では一部の所有者が不明な場合であっても、筆界未定の公告等により調査を進められるような手続を見直し、都市部における管轄境界の先行調査や山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査といった、それぞれの地域特性に応じた効率的な調査手法の導入などを、調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等の方向性が示されているところです。	国土交通省としては、「報告書」で示された方向性に沿って、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための方策について検討を進めてまいります。

例添1

国土交通省・都道府県・高規制緩和の間で調整を行う提案												
管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									支障事例	
116	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員の自筆による提出が求められている。 しかし、大企業では役員数が数十人にのぼる場合があり、更新期限内での提出が難しくなるなど申請者の負担となっているとともに、都道府県においても、役員全員分が提出されるか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正・提出等を求めたりする必要があることから、事業者と県双方で事務の負担となっている。	登録、更新を申請する事業者の負担軽減、都道府県における確認事務の簡素化が図られる。	旅行業法第4条第2項、第6条第1項、旅行業法施行規則第1条の4、第1条の5、旅行業法施行要領 第二一三-4、第二一2-6、旅行業法に基づく旅行業者等の登録事務について(観光庁発行 旅行業事務担当者研修資料 3-④)	国土交通省	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	富山県、愛知県、高知県	○当団体においても、法人の業者が多く役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正等を求めたりする必要があることから、事業者と県双方で事務の負担となっている。 ○役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正・提出等を求めたりする必要があることから、事業者と県双方で事務の負担となっている。 ○当県においても、宣誓書の不備のため修正を求めるなど、事務の負担となる場合があり、見直しにより事業者、都道府県双方の負担軽減が図られるとしている。 ○当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員分の自筆による提出が求められている。しかししながら、役員数が数十人にのぼる場合や監査役等非常勤の役員がいる場合、更新期限内に全役員分の宣誓書を揃えて提出することが難しいなど申請者の負担となっている。本県においても、全役員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、不備がある場合は修正等を求め、再提出の依頼をしたりする必要があることから、更新期限内の書類の受領が困難になるなど事務の負担となっている。(※登録、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣誓書確認事務にかかる時間は1件当たり10分程度。) なお、他の登録業においても、役員が不適格事由に該当していないことの証明を、代表者の責任において担保させている例もみられるため、それらと同様の方法での証明が可能となるよう見直しを求める。	旅行業法第6条第1項各号において旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否要件が規定されているところ、当該登録の申請に際しては、「法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号から第10号まで(旅行業者代理業に係る申請については、同項第1号、第2号、第4号、第6号から第9号まで及び第11号)のいずれにも該当しないとされている(旅行業法施行規則第1条の4第1項第1号水)」 ○当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員分の自筆による提出が求められている。しかししながら、役員数が数十人にのぼる場合や監査役等非常勤の役員がいる場合、更新期限内に全役員分の宣誓書を揃えて提出することが難しいなど申請者の負担となっている。本県においても、全役員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、不備がある場合は修正等を求め、再提出の依頼をしたりする必要があることから、更新期限内の書類の受領が困難になるなど事務の負担となっている。(※登録、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣誓書確認事務にかかる時間は1件当たり10分程度。) 他方、都道府県が事務を行う第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録については、都道府県の自治事務であるから(旅行業法施行令第5条第1項)、都道府県において独自にマニュアルを作成することが可能であり、今回の提案内容についても、都道府県におけるマニュアルを改訂することで対応可能であると考える。
122	B 地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体の指定申請に関する都道府県経由の廃止	【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。 県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。 県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。 当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。 しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を経由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考える。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	二重のヒアリング、書類提出後の調整業務等による負担が軽減され、スマートな事務執行が図られる。 なお、制度改正によるデメリット、特に収益の均てん化における助言等ができないのではないかという指摘があるが、均てん化については、公営競技施行団体が周辺団体等と協議し決定するものであって、県が施行団体に助言等を行なうものではないと考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県	川崎市	—	【総務省】 今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討する。 【農林水産省】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。 一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣あて提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。 【国土交通省】 モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(「県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出する」との廃止)に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非について、国土交通省としては判断できない。	
131	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	一般旅客自動車運送事業に係る許可申請から運行開始までに掛かる期間の短縮	道路運送法第4条による一般旅客自動車運送事業の申請について、具体的な路線・区域の計画がないため許可の申請ができない者であっても、地方自治体が認める場合には、許可申請から運行開始までに必要となる手続きの一部を事前に行なうことによって、地域の運行開始による競争が生まれにくくなるが、地域の運行開始による競争が生まれにくくなることによる再提出や法令試験等による再審査が発生する。 また、地元事業者からも新規参入の機会を求める声が挙がっているため、その声に応えることができる。	本市では、新規にコミュニティ交通の運行を委託する際、幅広い事業者から選定できるようになれば、競争性のある業者選定が行いやすくなり、地域の実情に応じた適切な主体への運行委託が可能となる。 また、地元事業者からも新規参入の機会を求める声が挙がっているため、その声に応えることができる。	道路運送法第4条、第5条、第6条 道路運送法施行規則第4条第5項	国土交通省	富士市、島田市、藤枝市、長泉町、南あわじ市、熊本市、宮崎市	仙台市、川崎市、藤枝市、下田市、裾野市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、長泉町、小山町	○新規に交通事業者を選定する際、許可の保持に限らず、幅広い選択肢の中から事業者を選定することで競争性が生まれ、より地域の実情に則った運行事業者への委託が可能となることから、必要であると考える。 ○当市では、道路運送法第4条許可でタクシー事業者による一般乗合旅客自動車運送事業の支援を行っており、平成26年4月に当該事業において運行事業者の変更を行った。その際に変更後のタクシー事業者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可を持っていなかつたため、地域公共交通会議で協議が整った後に法令試験等を受験したが、不合格による再受験が続き、当初予定していた運行開始時期にしが立つ状態で委託手続を進めることができた。 一方、許可を持っていない事業者については、受託後に具体的な運行路線・区域の計画等を策定した上で新たに乗合許可申請を行なうことによるが、地域公共交通会議で協議が整った場合には標準処理期間が概ね2ヶ月と定められており、審査中に多数の提出書類の審査や法令試験等があるため、それ以上の時間がかかることがある。また、書類の不備による再提出や法令試験の不合格による再受験が必要となつた場合には、それ以上に期間が掛かることになり、当初予定していた運行開始時期に間に合わなくなってしまうおそれがある。 また、仮に許可申請から運行開始までに必要となる手続の一部を事前に行なうことを可能とした場合、正式な許可申請までの間の申請内容の変更に伴う申請書類の出し直しが多く発生することが懸念され、許可申請事務が煩雑化するため、そのような観点からも不適当である。 以上より、提案の本旨である「一般乗合旅客自動車運送事業を円滑に運行開始すること」については、現行の標準処理期間制度の下で適切に対応すべきものと考える。	地域公共交通会議で協議が整った場合は標準処理期間の短縮(3か月→2か月)を行うこととしているところ。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間を定めたものであることから、個別の事情に応じて短縮することが可能である。 今回の提案の本旨は、「一般乗合旅客自動車運送事業を円滑に運行開始すること」と解され、申請の手続の一部を申請の前に行なうことを可能としたとしても、書類の不備による再提出や法令試験の不合格による再受験が生じる限り、提案の本旨は実現しない。 許可申請にあたり、国土交通大臣が、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者に対し、必要な書類一式の提出等を求める趣旨は、道路運送法の法目的に鑑み、事業を行なうとする者が輸送の安全及び利用者の確保の観点から十分な事業遂行能力を有していることを確認するためであり、許可処分の判断のために必要な書類の一部のみを断片的に判断することは、前述の趣旨を損ないかねず、不適当である。 また、仮に許可申請から運行開始までに必要となる手続の一部を事前に行なうことを可能とした場合、正式な許可申請までの間の申請内容の変更に伴う申請書類の出し直しが多く発生することが懸念され、許可申請事務が煩雑化するため、そのような観点からも不適当である。 以上より、提案の本旨である「一般乗合旅客自動車運送事業を円滑に運行開始すること」については、現行の標準処理期間制度の下で適切に対応すべきものと考える。	

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

例添1

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行つた結果)													
管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									支障事例		
169	B 地方に対する規制緩和	その他	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識発行に係る手続の簡素化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容のみを「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの添付書類の登録を待たずして、標識が発行可能となるよう見直しを求める。	【現状】住宅宿泊事業者は、事業を開始しようとする日の前日までに都道府県知事に届出を行い、事業開始時には届出住宅ごとに標識を掲げなければならない。【支障事例】現在、事業者から届出があった添付書類を含めた全ての書類を「民泊制度運営システム」に登録しなければ、同システムから標識記載事項(届出番号)を取得できず、標識を発行できない仕組みとなっている。添付書類は紙媒体で提出がある場合が多く、その都度、紙媒体の書類をPDF化し、システムに登録する事務が生じているが、事業開始日の直前に届出があった場合や、同一の事業者から大量の届出があった場合など、これらの作業による担当する職員への負担も大きく、状況によっては標識の発行が営業開始予定期間に間に合わないおそれもある。届出については、書類の内容が適正であるかを知事が確認すれば有効に受理することが可能であることから、書類をシステムに登録することは、事業が開始された後に行われても法律上問題がないはずである。また、申請書類は一般に公表されておらず、利用者(客)がそれら書類を確認することができないことから、利用者の利便性を損なうこともない。	知事が受理した時点で、住宅宿泊事業届出書などに記載された標識を発行するために必要な最小限の情報を入力すれば届出番号の取得が可能となり、標識を交付できるようになれば、事業者の利便性が向上する。また、書類の登録等を事後に行うことができれば、職員も業務量を平均化することができ、負担が軽減される。	住宅宿泊事業法第3条、第13条 住宅宿泊事業法施行規則第4条、第11条 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)2-1-(1)-③、2-2-(8)-②	厚生労働省、国土交通省	栃木県、群馬県、新潟県	豊橋市、大阪府、高知県、宮崎県	○現状は、提出書類のPDFをシステムにアップしなければ、届出件数の多い自治体には大変な負担になつていると推察される。 ○当都道府県においては、標識は届出番号通知後、事業者自身に発行させる運用としているが、貴県のとおり、システムの変更の必要性があると考える。	本件については、自治体に対して適正な届出がなされているにもかかわらず、必要な書類をシステムにアップロードすることに時間を使い、自治体から事業者への届出番号の発行・通知が遅延することに問題の所在があると考える。 これについては、現行の民泊制度運営システムにおいて、対応が可能である。 民泊制度運営システム上、書類をシステムにアップロードしている最中であっても届出番号を発行することは可能であり、仮に、システム画面上に「アップロード中」と表示されても、届出受理ボタンを押すすれば、届出番号を発行することができるところから、現行制度において支障事例に対応することができる。 なお、アップロード処理に時間を要するのは、無害化処理(アップロードファイルに含まれるウィルスなどを無効にする処理)が実行されていることが原因である。	回答欄(各府省)
186	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業における合併施行を行う場合の設計変更手続きの迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の形状・材質等を変更・追加し、施設の効用を増大させる他の事業とを合併して行う場合には、まず原形復旧に係る災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る設計変更手続きを受けなければならぬ。 この合併施行に係る設計変更協議については、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を可能とし、合併施行の場合であつても迅速な事業実施を可能とする。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合の復旧工法の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独費で行うこととなる。 この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行う仮定の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本来の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならず、事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。 例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年も同様に被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固化する事業を市単独費で施工することを決めた。被災は昨年の7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。 このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。	合併施行に係る災害復旧事業の迅速化を図ることで、災害査定後速やかに事業着手ができる。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条	農林水産省、国土交通省	尼崎市	福井市、大阪府、岡山県、松山市、新居浜市	○合併施行の申請手続き等が煩雑であるため、施設の効用を増大させる部分の事業については、災害査定の設計書には入れず工事発注を行い、別工事で地方単独費にて対応している。そのため、合併施行を行う場合でもその費用を按分して災害査定を受けることが可能になれば、事務の簡素化に繋がると考える。 ○当都道府県にも同様の支障事例があり、災害査定時からあらかじめ合併施行を行う項目が判明している場合は、地方単独費で行う合併施行分を含めて査定決定を受けることで設計変更協議に係る時間・手間を軽減することが可能となり、災害復旧事業の迅速な施行が可能となる。査定決定後に合併施行を実施する必要が生じた場合は従来通りとする。	【農林水産省】災害復旧事業においては原形復旧が原則であり、その費用確定のため原形復旧に係る設計書作成は不可欠である。具体的な支障事例の内容は河川事業であり当省所掌ではなく、要望にあるような事業は近年把握していないが、災害復旧事業と併せて施設の効用増大を行う場合の支援として災害関連事業の実施にあたっては、災害復旧事業と災害関連事業では補助率が異なることから、それぞれについて災害査定を行う必要があるが、これらの申請を同時にい、査定することで事業を早期に着手することが可能となっている。 【国土交通省】合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについても、災害査定を実施して災害復旧工事費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が不明確であるため、困難です。	
188	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	【現状】市町村運営有償運送において安全運転のための点呼は、運行管理者が運転者に対して対面で実施することが求められている。一方、一般旅客自動車運送においては、一定の要件を満たせばモニター等の機器を活用したIT点呼が実施可能となつた。 【支障事例】自家用有償旅客運送を実施している地域の多くは、採算性の問題から一般旅客自動車運送事業者によることが困難な地域であり、必然的に営業所が存在していない地域である。 市が一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託し、その管理の下で地域住民が運行を行う場合は、事業者がIT点呼を認められていても、運転手は点呼のため遠方の営業所まで赴く必要がある。これが地域内で運転手を確保する際の支障となり、運行経費増加の要因となっている。	車庫から営業所まで赴き運行管理者との対面により点呼を受けるための運行経費の削減や運転手の負担軽減に繋がり、過疎地域等における持続可能なバス交通運用の一助となる。	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年9月15日付け国自旅第141号自動車局長通知)	国土交通省	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	未来投資会議での検討(国土交通省) 令和元年5月、構造改革特区提案を提出(豊岡市)	南あわじ市	○過疎地域の実情等を鑑みるとIT点呼の実施は必要であると思われる。 ○当市においても、本年度よりNPOを運行主体として自家用有償旅客運送を開始しているが、山間部の集落に点在する運転手(地域住民)が運行を行う際に遠方の営業所まで赴き対面点呼を受けることは大きな負担となっている。今後も過疎地等において事業を継続していくためには、本制度の改正は有意義である。	一般旅客自動車運送事業者に運行又は運行管理を委託する市町村運営有償運送について、本年夏に通達を改正し、IT点呼の実施を認める予定。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
189	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用自動車で高齢者移動ボランティア活動にかかる保険料の収受可能化	交通事故不適地または交通事故空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上の通り行う場合、①ガソリン代、②道路使用料、③駐車場代については実費として、道路運送法の許可登録なく無償運送の範囲内で收受できる。	【現状】自家用自動車で高齢者移動ボランティア活動を行う場合、①ガソリン代、②道路使用料、③駐車場代については実費として、道路運送法の許可登録なく無償運送の範囲内で收受できる。	無償運送の範囲内でボランティア保険料を許可を取得することなく、実費として收受されれば、道路運送法上の許可を得るために必要な手続きが不要となり、地域が取り組むボランティア活動の一つかつとして円滑に運営することが可能となり、地域における高齢者の移動手続への負担を軽減する場合であっても、運送による対価付との関係があると国が認めるときは、收受する金額がたとえ少額でも道路運送法の自家用有償運送の許可又は登録が必要とされている。	・平成30年3月30日付国土自旅第338号(道路運送法における許可又は登録の要件について)	国土交通省	兵庫県、滋賀県、福井県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県、奈良県、和歌山县、徳島県	川崎市、上越市、浜松市、能勢町、南あわじ市、うきは市	○当市では、交通事故不適地において交通事故不適地や買い物弱者を対象としたボランティアによる移送支援を予定しているが、迎送サービスに対するガソリン代、道路使用料、駐車場代以外の負担についてはボランティア個人の負担となることが、活動を行なう上で支障となっている。○当市に於けるボランティア活動の実施のため、ガソリン代、道路使用料、駐車場代とともに保険料が収受可能となる通達の見直しをお願いしたい。	具体的な支障事例で示されている保険料の収受は、道路運送法の自家用有償旅客運送を活用することで可能となる。	
						【支障事例】 過疎地や交通事故空白地以外の地域においても、バス等の公共交通機関の利用が困難な高齢者が増えつつある。高齢者の外出を支える柔軟な対策が義務となるなか、地域の受け皿やボランティア活動組織の熱度によっては、当初から自家用有償運送による運行を実施するではなく、段階的に導入できる経営とみなす必要となる。地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。	【支障事例】 過疎地や交通事故空白地以外の地域においても、バス等の公共交通機関の利用が困難な高齢者が増えつつある。高齢者の外出を支える柔軟な対策が義務となるなか、地域の受け皿やボランティア活動組織の熱度によっては、当初から自家用有償運送による運行を実施するではなく、段階的に導入できる経営とみなす必要となる。地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。	平成30年6月に、三田市において地域ボランティアによる自家用無償運送を開始した。 事故時の保障に備えてボランティア保険に加入することが望ましいが、ボランティア保険料については自家用有償運送の登録を受けなければ收受できないことから、ボランティアの個人負担となり、活動を継続する上で支障となっている。	平成30年3月の通達によって明確化された規制の趣旨を踏まえても、ボランティア保険料が一律に無償運送では收受できない金額に該当するとは必ずしも言えないと考えられるため、地域における実情を踏まえた通達の見直しを求める。	・平成30年3月30日付国土自旅第338号	○当市においても、一部の交通不便地で自家用自動車を使用した無償運送を行っているが、個人負担となるボランティア保険料を自治会が負担することにより運転手の確保に努めている。今後も制度の改正は有意義である。	国土交通省としては、自家用有償旅客運送の導入円滑化のための施策を継続して行っており、昨年3月には、バス・タクシーといった交通事業者への適用可能性の検討を行なっており、年内に実現する見込みである。	
197	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、発表する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備工具の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	【現状】災害復旧事業費を決定する災害査定は、原則として実地にて行うものであるが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する机上査定を実施することができるとされている。	【支障事例】 ただし、激甚災害に指定された場合は、大規模災害時ににおける公共土木施設災害復旧事業査定方針により災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定上限額を引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。	机上査定限度額を引き上げることで、実地査定の件数が減り、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に貢献することができる。	・公共土木施設災害復旧事業査定方針第7条 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1 ・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	農林水産省、国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、神戸市、和歌山县、鳥取県	新潟県、岡山県、松山市、新居浜市	○近年の気象状況を鑑みると、災害が頻発に発生されることが予想される。机上査定限度額を引き上げることで、災害査定の事務手続きの簡素化、迅速化を望む。	【農林水産省】 机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能となっている。
218	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県経由の廃止	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県経由の廃止	【現状】国土交通大臣に提出する土地区画整理事業に伴う測量成果の国土調査法第19条第5項指定に係る申請書その他の書類については、平成15年4月8日国都市第537号認証の図-1、図-2において都道府県知事(または政令市)を経由することとされている。(認証申請手続全体を規定する平成15年1月8日国国土第352号においては、都道府県は規定していない。)	【具体的な支障】 県経由時の書類管理や整理、書類間の数字や文言の合突等の形式チェック、国への准達書類等が大きな負担となっている。年3回程度、地方整備局から県へ対象案件のとりまとめ依頼があり、県から市町村(政令市除く)、組合等へ照会をかけ、とりまとめには約1か月の期間を要している。	申請書の提出先が国の窓口となることで申請者にとって分かりやすくなる。	・(別紙あり)全都道府県及び政令指定都市向けアンケート及び結果	国土交通省	神奈川県	宮城県、茨城県、大分県	○中核市が認可権者である組合施行の土地区画整理事業においては、本件申請について中核市が書類を審査する立場にはないが、認可権者ではない都道府県としては、換地計画等の法定書類と本件申請書類との整合を確認することが困難であるため、実情として、当市が本件申請の事務手続を認証する立場にはない。また、当市が施行者となる土地区画整理事業においても、申請書の提出が直接、国の窓口となることで申請者にとって分かりやすくなる。さらに、都道府県等への経由期間がなるべく短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がるとともに、都道府県の事務負担の軽減につながる。	本件については、実際の事務処理状況を確認し、廃止による影響に際して必要な措置、他の都道府県等の意見を踏まえて対応させていただきたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
227	A 権限移譲	運輸・交通	軌道法に基づく都道府県事務権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づく都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法変更認可等について、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われたもののみなされている。また、工事施行認可や工事着工・竣工の期限伸長の決定など一部の国の事務に係る申請については、都道府県知事が経由して行うこととされている。 【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許認可等の事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	軌道が一政令市内で完結するものについては、現に軌道が敷設される道路の主要な管理者(直轄国道を除く)である政令市に権限を移譲することで、より迅速かつ道路の現況に即した審査等が可能となり、軌道事業者の利益に資するとともに、より住民に身近な行政主体による総合的な行政が可能となる。	軌道法、軌道法施行令、軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令、軌道法施行規則	国土交通省	九州地方知事会共同提議(事務局:大分県)	九州地方知事会共同提議(事務局:大分県)	—	○軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものの認可事務及び経由事務については、その事務・権限を政令市に移譲することにより、迅速な事務処理等が可能となると考えられる。一方、政令市以外の軌道事業者が存在する都道府県においては、政令市以外の認可事務を引き続き行い続けることとなり、政令市においても同様の認可事務を新たに行うこととなるため、このことも含めて総合的に検討する必要があると思われる。	政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担のあり方について検討してまいりたい。
228	A 権限移譲	運輸・交通	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	鉄道事業法第61条ただし書にに基づく、鉄道線路の道路への敷設する許可については、その敷設される道路の区間に存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して申請書を提出し、都道府県知事は経由時に関係する道路管理者への意見聴取等を行うこととされている。	【現行制度】 鉄道線路を道路に敷設する許可については、その敷設される道路の区間に存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して申請書を提出し、都道府県知事は経由時に関係する道路管理者への意見聴取等を行うこととされている。 【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内において道路に絶対的に敷設する鉄道線路については、都道府県知事が経由事務を行うこととされており、現に道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	鉄道事業法第61条ただし書の許可事務において都道府県が行う鉄道線路の敷設箇所が政令市内に関するものについては、現に線路が敷設される道路の主要な管理者(直轄国道を除く)である政令市に権限を移譲することで、その後に引き続き行われる道路占用の許可において迅速な審査が可能となり、鉄道事業者の利益に資するとともに、より住民に身近な行政主体による総合的な行政が可能となる。	鉄道事業法、鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令、鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令	国土交通省	九州地方知事会共同提議(事務局:大分県)	九州地方知事会共同提議(事務局:熊本県)	○鉄道事業法第61条ただし書の許可事務における都道府県が行う経由事務については、鉄道線路の敷設箇所が政令市内に関するものに限っては政令市に権限を移譲することにより、その後に引き続き行われる道路占用の許可において迅速な審査が可能となると思われる。	政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担のあり方について検討してまいりたい。	
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法上の容積率制限は道路、公園等の公共施設部分として交通広場等を取り扱うこと。	建築基準法上の容積率制限は道路、公園等の公共施設部分として交通広場等を取り扱うこと。 一方で交通広場は実質的に建築利用の規模等への影響がほとんどなく、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながるとともに、都市施設等に位置付けることで担保性、公共性が保たれるため、容積率算定から除外しても支障がないと考えられるが、検討地区においては周辺の交通基盤に与える影響が多大であることや、容積率緩和に対する住民の懸念が窺えること等から、困難な状況にある。	本市の拠点駅周辺は既に土地利用が行われており、種地不足やコスト面等から、平面的に交通広場の面積を確保することが困難なため、交通結節機能の強化が図られていない。 こうした状況の中、「駅前広場の上空利用」(平成23年3月)において、積極的に駅前広場の上空を活用した結節点整備の推進が挙げられており、本市においても立体都市計画制度を活用し、民間活力による交通広場の整備を検討しているが、敷地が大きく上空利用しない場合は交通広場も敷地面積に含まれ、床面積も生じないものの、限られた空間で建物と交通広場を複合整備する場合は、交通広場により容積率が圧迫される。 検討事業において地権者と協議を行う際、交通広場の空間の拡出について一定の理解を得るもの、交通広場が容積率対象となることで地権者の土地利用に制約を与える、協議に支障をきたしている。容積率緩和も手法の一つと考えられるが、検討地区においては周辺の交通基盤に与える影響が多大であることや、容積率緩和に対する住民の懸念が窺えること等から、困難な状況にある。	交通広場等の床面積を容積率の不算入部分とすることで、適正な交通広場の規模が確保されるとともに、交通広場以外の建築物の処理能力とのバランスを保ちます。 一方で交通広場は実質的に建築利用の規模等への影響がほとんどなく、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながるとともに、都市施設等に位置付けることで担保性、公共性が保たれるため、容積率算定から除外しても支障がないと考えられるが、検討地区においては周辺の交通基盤に与える影響が多大であることや、容積率緩和に対する住民の懸念が窺えること等から、困難な状況にある。	建築基準法第52条、建築基準法施行令第2条	国土交通省	指定都市市長会	京都市、宮崎市	○良好な市街地環境を維持しつつ適正かつ合理的な土地の高度利用を促進するため、立体道路制度等により都市施設と建築物の一体的整備を行うべき区域をあらかじめ都市計画に位置づけた場合には、一体的整備を行う都市施設については、床面積(容積率)に算入しないことが適当と考える。	道路の上空等に建築される建築物に係る道路の区域のうち車道・歩道・駐車場等の供する部分は、当該建築物の床面積に算入されないとしているところである。 なお、容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路、公園、上下水道等の都市施設の供給能力ないしは処理能力とのバランスを保つことを目的として行われており、もって市街地環境の悪化の防止を図るものである。 この容積率の趣旨を鑑み、屋内の空間として扱われる部分を床面積に含めないという提案は受け入れられない。 本件提案については、都市計画の手法による容積率緩和等によって対応することが適当であると考える。	
274	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人:民法第25条～第29条、相続財産管理人:民法第951条～第959条)の活用が可能になることにより、所有者不明の空き家の活用が促進される。	所有者不明の空き家に対し、地方公共団体による財産管理人制度の活用が有効であるが、現行では「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができるといふこととされています。 京都都市では、空き家対策の一環として財産管理制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。 一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立てができないと、空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対応が十分なものとなる。 空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めうえで大きな課題となっている。一方で、危険性が高いため、空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家」にまで至ってしまう蓋然性が高い。 平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第3条において、「所有者不明の土地」について地方公共団体から財産管理制度の執行にて除却が期待されることが示されている。	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、法務省、国土交通省	指定都市市長会	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大阪府、八尾市、米子市、大村市、宮崎市	○当市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空家等にはまだ認定できない)があり、対応に苦慮している。 ○これまでに5件の相続財産管理制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担当課が申し立てを行った。相続財産管理制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なことなど、空家等対策を実施したいものと必ずしも一致することは限らないのが現状といえる。 ○当市では、条例に基づく空き家措置を行った所有者不明空き家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理制度の選任の申立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる税情報については課税に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないので、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申立てができるのではないかと考える。 ○当市では、財産管理制度の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申立て権」を付与することは有益であると考える。 ○当市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどないが、建屋の状態が良く使用できるもの一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が高いため、空き家に対する行政が利害関係人として財産管理制度の申立てが可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申立て権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものと考えるが、申立てに伴う裁判所への予納金納付に対する負担軽減があわせて必要と考える。 ○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家等を認定するほど老朽化していない空家が一定数存在する。そういう空家の解消が期待される。 ○当市には、相続人不存在の特定空家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの空き屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、略式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理制度の申立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理制度の申立てを行えるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。	【総務省】 空き家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、国交省としては、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。 【法務省】 現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理制度の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立てある市町村が「不在者等」に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が「不在者等」になっている事案において、個別の事情に応じて、市町村が「不在者等」の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理制度が選任されているものと認識している。 したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。 したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。 したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。 したがって、ご指摘の法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。 【国土交通省】 空き家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、国交省としては、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。		

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根据法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
283	B. 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する特別措置法第14条における代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)は規定がなく、ガイドラインにおいては、「いつまで保有するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、空家等対策の推進に関する特別措置法上では、代執行時の動産を適正に管理することができない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づき略式代執行を行い、その際に当該空家のうち残された家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点では明確ではないものの、近いうちに取り扱される可能性もあり、いつまでも保管するわけにはいかない。本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家等対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な判断は得られない。しかし、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟が提起された際に、当該区分が正当に行われたことを支持するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の文題を解決するため、法上に別川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていただきたい。	代執行時の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づき略式代執行を行い、その際に当該空家のうち残された家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点では明確ではないものの、近いうちに取り扱される可能性もあり、いつまでも保管するわけにはいかない。本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家等対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な判断は得られない。しかし、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟が提起された際に、当該区分が正当に行われたことを支持するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の文題を解決するため、法上に別川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていただきたい。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条、「特定空家等に対する措置」に記載する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	指定都市市長会	須賀川市、三郷市、大垣市、多治見市、豊橋市、尾尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	O当市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。 O代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一的なルールを明確にしてほしい。 O当市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の上で解消されることを期待するものである。 O当市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノハラ不足が当市を含め未実施自治体が代執行にならぬ踏み込みやすい要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体への後押しなども考慮する必要がある。 O平成28年に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理したが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。 O当市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。 O当市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮するとも想定されるところから、空き家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。 O当市においては、豪雪時に全て放置されたり、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮する。 O動産の取扱いについては代執行を行なううえで大きな妨げになつており、市町村の負担にならないよう簡素で統一的な基準が求められている。 O当市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるたる、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。 他方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこには残された動産の取り扱いが生じることを理解するもの。このまま空き家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているのであると想定される。その結果として、ご懸念のよう損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や撤空き家に残された動産は空き家の射程外であり、ご指摘の別川法の規定等を参考して、その管理に関する規定を空き家法に適用することは困難であると考える。 O当市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるたる、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。	【経済省】空き家の除却を行なうが、そこに残された動産の取り扱いが生じることは理解するもの。これまで空き家法において代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているのであると想定される。その結果として、ご懸念のよう損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や撤空き家に残された動産は空き家の射程外であり、ご指摘の別川法の規定等を参考して、その管理に関する規定を空き家法に適用することは困難であると考える。 O当市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるたる、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。		
287	B. 地方に対する規制緩和	土木・建築	未登記の空き家の登記の実情について、固定資産税の課税情報の調査権限の付与	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を与えることによって、空き家の適正管理の促進に繋がる。	特定空家等に至らない予備軍の所有者への助言・指導を円滑に行うことが可能となり、空き家の適正管理の促進に繋がる。	空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	羽島市	別紙あり	須賀川市、ひたちなか市、三郷市、川崎市、多治見市、京都府、市子市、大村市、宮崎市	O未登記家庭の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指導の際の具体的な提案に繋げることができます。また、建築年によって外観からは見えない部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有用な情報となる。 O同様の事案について、本市でも対応に苦慮しております。結果的に問題を早期解決の助けになっています。 空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空き家の適切な管理を進めるためにこの法律の施行のため特に必要な制度において「氏名その他の空家等の所有者等に関する情報の内部利用等について」(平成27年2月26日付け国住傍第943号・総行地第25号) 課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限の付与について賛同する。 O未登記家庭に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報が有力な手かりとなるが、固定資産の評価に係る情報について、現況では明確に調査が与えられていない。推定される所有者が既に亡くなっている場合は、相続人が何代にも渡る場合など、所有者を特定するのが困難である。こうした点から、未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を法で明確化することが空き家対策に有効であるため。	【経済省】個人に係る地方税控除については、当該個人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づいて外観からは見えない部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有用な情報となる。 O同様の事案について、本市でも対応に苦慮しております。結果的に問題を早期解決の助けになっています。 空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空き家の適切な管理を進めるためにこの法律の施行のため特に必要な制度において「氏名その他の空家等の所有者等に関する情報の内部利用等について」(平成27年2月26日付け国住傍第943号・総行地第25号) 課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限の付与について賛同する。 O未登記家庭に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報が有力な手かりとなるが、固定資産の評価に係る情報について、現況では明確に調査が与えられていない。推定される所有者が既に亡くなっている場合は、相続人が何代にも渡る場合など、所有者を特定するのが困難である。こうした点から、未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を法で明確化することが空き家対策に有効であるため。 【民間・金融機関】 O 提出の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無の場合であっても、立入調査により外観的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる。ただし、具体的に法の施行に伴う措置を検討するに際しては、例外的に措置したものではあるが、所有者等に関する情報に限定しているところ。 O 提出の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無の場合であっても、立入調査により外観的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる。ただし、具体的に法の施行に伴う措置を検討するに際しては、例外的に措置したものではあるが、所有者等に関する情報に限定しているところ。 【民間・金融機関】 O 提出の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無の場合であっても、立入調査により外観的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる。ただし、具体的に法の施行に伴う措置を検討するに際しては、例外的に措置したものではあるが、所有者等に関する情報に限定しているところ。 O 提出の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無の場合であっても、立入調査により外観的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる。ただし、具体的に法の施行に伴う措置を検討するに際しては、例外的に措置したものではあるが、所有者等に関する情報に限定しているところ。	

別添1

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根据法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
296	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条第3項で認められている貨物の自家用による配達は宅配事業者に負担となっており、中山間地域における配達は宅配事業者に負担となっていている。また、現在運送される地域では、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なる中、本県では、道路運送法第78条第2項による市町村運営の有償運送において貨客混載を行い、集落の拠点(公民館)まで配達し、拠点から各個人宅へは宅配事業者から委託を受けた当該地域の自治組織の複数の世話を人々が各自が所有する車両を利用して配達する貨物の共助運送の仕組みを検討中である。	現在、ドライバー不足により貨物の運送が困難になってきており、中山間地域における配達は宅配事業者に負担となっていている。また、現在運送される地域では、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なる中、本県では、道路運送法第78条第2項による市町村運営の有償運送において貨客混載を行い、集落の拠点(公民館)まで配達し、拠点から各個人宅へは宅配事業者から委託を受けた当該地域の自治組織の複数の世話を人々が各自が所有する車両を利用して配達する貨物の共助運送の仕組みを検討中である。	貨物の自家用有償運送を年間を通して認めると、トラック業界の運転手不足の問題が緩和される。	道路運送法第78条、年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について(自動車交通局貨物課長通知、国自賃第91号平成15年2月14日、一部改正国自賃第16号平成26年6月9日)	国土交通省	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会	<添付資料あり> 鳥取県が目指す貨客混載の仕組みづくり	—	—	他の需要に応じ、有償で自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法において、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、必要な許可や當該許可に係る要件等について定めているところ。ご提案の実情等は十分に把握する必要があると考えているところ、例えば、貨物軽自動車運送事業についてでは、所定の届出を行うことにより軽自動車1台から事業を開始することが可能である。